

鳥取海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について
<p><b>提案理由、要旨等</b></p> <p>日韓暫定水域について、民間漁業者間での協議により、平成21年に初めて暫定水域内において日韓両国で海底清掃を実施したが、<b>沖合底びき網漁業関係者においては、平成22年に浜田沖及び隠岐北方の暫定水域について協議が決裂し、22年以降は同水域内での海底清掃は実施できていない。</b></p> <p>こうした中、現在まで協議を重ねているが、大きな進展が望めないことから、本県漁業団体は、民間主導による交渉は既に限界と認識している。</p> <p>一方、双方の排他的水域での操業条件、違反操業の取締り、暫定水域における資源管理等については、継続して両国政府レベルで協議が行われ、国も暫定水域周辺における違反操業に対する取締りを強化しているものの、韓国側の違反操業は多発している。</p> <p>については、協定締結から10年以上経過した現在でも、暫定水域内の漁場荒廃・資源悪化が続いているため、暫定水域内の放置漁具等の海底清掃を実施し、暫定水域内の漁業秩序、資源管理方策を早急に確立する必要があるため、下記事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。</li> <li>2 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、海底清掃及び漁場交代利用について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。</li> <li>3 我が国排他的経済水域内への越境操業に対する取締りの強化と、韓国政府に自国船の無秩序操業に対する監視取締りの強化と指導を強く要請すること。</li> <li>4 現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いており、これらの影響を受け厳しい経営を強いられている漁業者に対する投棄漁具の回収事業等の支援について、基金による事業実施が平成26年度の概算要求に盛り込まれた。今後の事業実施に当たっては、漁具回収事業と共に、抜本的な経営救済対策を、基金化のメリットを生かして継続的に実施すること。</li> </ol>	